

第2065号 9

掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の31第2号		(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第2号
2(1) 指 定 番 号	第29号	13(1) 指 定 番 号	第40号
(2) 指 定 の 区 域	空知郡中富良野町字中富良野3968番1の一部	(2) 指 定 の 区 域	枝幸郡中頓別町字弥生135番4の一部、160番3の一部、426番の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号	(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
3(1) 指 定 番 号	第30号	14(1) 指 定 番 号	第41号
(2) 指 定 の 区 域	上川郡和寒町字三和625番の一部	(2) 指 定 の 区 域	斜里郡斜里町字三井114番1の一部、114番3の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号	(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第1号
4(1) 指 定 番 号	第31号	15(1) 指 定 番 号	第42号
(2) 指 定 の 区 域	士別市朝日町字登和里3980番1の一部、3980番9の一部	(2) 指 定 の 区 域	斜里郡斜里町字三井89番2の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号	(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第1号
5(1) 指 定 番 号	第32号	16(1) 指 定 番 号	第43号
(2) 指 定 の 区 域	上川郡東川町914番182の一部、914番205の一部	(2) 指 定 の 区 域	斜里郡斜里町字来運80番5の一部、80番6の一部、80番14の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第1号	(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第2号
6(1) 指 定 番 号	第33号	17(1) 指 定 番 号	第44号
(2) 指 定 の 区 域	上川郡東川町1046番18の一部	(2) 指 定 の 区 域	網走市字潮見43番の一部、53番1の一部、53番2の一部、54番1の一部、54番2の一部、39番6の一部、宇天都山208番1の一部、208番3の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号	(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第1号
7(1) 指 定 番 号	第34号	18(1) 指 定 番 号	第45号
(2) 指 定 の 区 域	名寄市字瑞穂521番の一部	(2) 指 定 の 区 域	紋別市新生99番1の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号	(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第2号
8(1) 指 定 番 号	第35号	19(1) 指 定 番 号	第46号
(2) 指 定 の 区 域	名寄市字内淵252番4の一部	(2) 指 定 の 区 域	網走郡美幌町字田中38番1の一部、38番2の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号	(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第1号
9(1) 指 定 番 号	第36号	20(1) 指 定 番 号	第47号
(2) 指 定 の 区 域	中川郡中川町字富和50番1の一部	(2) 指 定 の 区 域	網走郡美幌町字高野75番6の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号	(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第2号
10(1) 指 定 番 号	第37号	21(1) 指 定 番 号	第48号
(2) 指 定 の 区 域	枝幸郡枝幸町歌登西歌登385番1の一部、385番2の一部、385番5の一部	(2) 指 定 の 区 域	常呂郡佐呂間町字知来594番の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第1号	(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
11(1) 指 定 番 号	第38号	22(1) 指 定 番 号	第49号
(2) 指 定 の 区 域	枝幸郡中頓別町字弥生200番2の一部	(2) 指 定 の 区 域	常呂郡佐呂間町字知来594番の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第1号	(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
12(1) 指 定 番 号	第39号	23(1) 指 定 番 号	第50号
(2) 指 定 の 区 域	枝幸郡枝幸町歌登西歌登385番2の一部		

(2) 指定の区域 紋別市新生175番2の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号 24(1) 指定番号 第51号 (2) 指定の区域 紋別市新生262番3の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号 25(1) 指定番号 第52号 (2) 指定の区域 紋別市新生90番4の一部、90番6の一部、90番7の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号 26(1) 指定番号 第53号 (2) 指定の区域 紋別市渚滑町元新95番1の一部、96番1の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号 27(1) 指定番号 第54号 (2) 指定の区域 斜里郡斜里町字川上170番3の一部、170番17の一部、170番19の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号 28(1) 指定番号 第55号 (2) 指定の区域 斜里郡斜里町字川上170番3の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号 29(1) 指定番号 第56号 (2) 指定の区域 斜里郡斜里町字越川260番3の一部、261番3の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号 30(1) 指定番号 第57号 (2) 指定の区域 北見市小泉762番3の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号 31(1) 指定番号 第58号 (2) 指定の区域 紋別郡上湧別町字富美1848番の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号 32(1) 指定番号 第59号 (2) 指定の区域 北見市本沢201番1の一部、238番1の一部、239番1の一部、711番1の一部 (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号

北海道告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、神竜土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の

平成21年4月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第264号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年4月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 幌泉郡えりも町字歌別627の5・628の2・字庶野118の1・119の6（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指 定 の 目 的 水源のかん養
 - 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第265号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年4月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 幌泉郡えりも町字歌別627の5・628の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 魚つき
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第266号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年4月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 赤平市百戸町北520の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 3 解 除 の 理 由 鉱業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第267号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年4月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 釧路市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
釧路市（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡厚岸町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課並びに釧路市役所及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第268号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成21年4月7日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 恵庭市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 稚内市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。 (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 稚内市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。 (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第269号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成21年4月7日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 札幌市（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 水源のかん養 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第270号 平成16年北海道告示第855号（河川予定地の指定）は、廃止する。 平成21年4月7日 北海道知事 高 橋 はるみ
---	--

北海道告示第271号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成21年 4 月 7 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施 行 者 の 名 称 帯広市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（8・3・4号啓北グリーンロード）
- 3 事 業 施 行 期 間 平成21年 4 月 7 日から平成26年 3 月31日まで
- 4 事 業 地 収 用 の 部 分 帯広市西 8 条北 2 丁目、西 8 条北 3 丁目、西 8 条北 4 丁目、西 9 条北 1 丁目、西 9 条北 2 丁目及び西 9 条北 3 丁目地内

北海道告示第272号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年 4 月 7 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計トータルシステム業務処理委託 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成21年 3 月27日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
(2) 住 所 札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 1 番地
- 4 随意契約に係る契約金額
314,790,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 1 号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道出納局経理課
(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、二級河川厚別川水系厚別川、新冠川水系新冠川、真沼津川水系真沼津川並びに静内川水系静内川及び古川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道室蘭土木現業所事業部治水課及び静内総合治水事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年 4 月 7 日

北海道知事 高 橋 はるみ

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、二級河川長流川水系長流川及び気門別川水系気門別川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道室蘭土木現業所事業部治水課及び洞爺出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年 4 月 7 日

北海道知事 高 橋 はるみ

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、二級河川苫小牧川水系苫小牧川及び厚真川水系厚真川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道室蘭土木現業所事業部治水課及び苫小牧出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年 4 月 7 日

北海道知事 高 橋 はるみ

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定により、二級河川白老川水系白老川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第 3 項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道室蘭土木現業所事業部治水課及び登別出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年 4 月 7 日

北海道知事 高 橋 はるみ

道立子ども総合医療・
療育センター告示

北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士

北海道立子ども総合医療・療育センター告示第23号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年4月7日

北海道立子ども総合医療・療育センター長 工 藤 亨

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成21年度北海道立子ども総合医療・療育センター庁舎清掃業務 一式
- 2 落札を決定した日
平成21年3月23日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社東洋建物興業
 - (2) 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号
- 4 落札金額
59,913,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成21年2月3日付け北海道立子ども総合医療・療育センター告示第1号及び平成21年2月10日付け北海道立子ども総合医療・療育センター告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課
 - (2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6号

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成19年度に係る財政的援助団体等の監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成20年4月7日

北海道監査委員 段 坂 繁 美

北海道監査委員 工 藤 敏 郎

